

島根 更生保護

NO.213

(令和4年4月1日発行)
島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉

保護司総数 500人

保護観察事件 110件

生活環境の調整事件 180件

(4.3.1現在)



「清流高津川に泳ぐアユとヤマメ」(益田地区 関口晃司保護司提供)



再犯防止計画等の 取り組みについて

邑南町長 石橋良治

皆様には、日ごろから、社会を明るくする運動の推進をはじめ、犯罪や非行のない明るい社会の実現のため大変ご尽力いただいていることに対しまして深く敬意と感謝を申し上げます。本町を含む邑智郡では、邑智地区保護司会の皆様の日ごろからの更生保護に関する啓発活動など地道な取り組みの甲斐もあって、犯罪発生率については、島根県同様に低く、減少傾向にあります。

一方で、全国的には犯罪者に占める高齢者や再犯者の割合が増加傾向にある状況をふまえ、再犯の防止に関する推進法が平成28年に施行され、各自治体において地域再犯防止推進計画の策定が進められているところですが、本町においても同計画を、令和3年3月に本町地域福祉計画に盛り込んでいます。

本町では、昨年度より「誰ひとり取り残さない、

人とつながり支え合う町づくり」を基本に進め、そのために各施策において「伴走型支援」ということを大切にしてきておりますが、複合的な課題から社会の中で生き辛さを感じ、再犯を犯してしまう人の円滑な社会復帰にも、その人に寄り添った伴走的な支援が必要であるとの考えの下、施策の検討や体制づくりを進めていくこととしています。

再犯防止や犯罪・非行からの更生には、福祉、労働、教育といった各分野の専門機関や関係団体と連携した支援が重要ですが、もう一つには、地域の中でこうした人を受け入れるための理解なくしては、実現し難いものと考えます。地域にもご理解いただくための啓発は、今後も欠かせない活動であり、その実行には、行政だけでなく、保護司の皆様をはじめ地域の皆様の協力が必要となりますので、引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、ますますのご発展、ご活躍をご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

着任のごあいさつ



企画調整課長 許斐 隆祐

この度の人事異動により、岡山保護観察所から転任してまいりました許斐と申します。神話と歴史のロマン溢れる島根県で働けることを大変楽しみにしております。企画調整課長の仕事は初めてですが、このご縁を大切に微力ながら努力していく所存ですので、どうぞよろしく願いいたします。



統括保護観察官 田中 幸広

今春の人事異動により、広島保護観察所から転任して参りました。出身が、お隣の鳥取県ですので、島根県はなじみ深いものの、勤務するのは初めてということもあり、この御縁を大変嬉しく思っております。浅学非才の身であり、更生保護関係者の皆様方に御迷惑をお掛けすることがあるかと存じますが、皆様方からの御指導、御鞭撻をいただきながら、島根県の更生保護の発展のため、尽力していく所存ですので、どうぞよろしく願いいたします。



保護観察官 檜崎 真菜

この度の人事異動により、中国地方更生保護委員会から転任してまいりました。保護観察所処遇部門の保護観察官として勤務するのは4年ぶりのため、不慣れな事が多く、皆様にご迷惑をおかけすることも多々あるかもしれませんが、精一杯職務に取り組んでまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。



保護観察官 山崎 友鈴

春の人事異動により、中国地方更生保護委員会から転任してまいりました。出身は山口県です。お隣の島根県は、美しい自然や歴史ある文化がとても魅力的で、いつか暮らしてみたいと憧れておりましたので、この度御縁をいただけたことを大変嬉しく思います。初の保護観察官業務で、至らない点多々あるかと存じますが、皆様から学ばせていただきながら、精一杯頑張りたいと思います。御指導御鞭撻のほど、よろしく願いいたします。



社会復帰調整官 神原 一也

この度広島保護観察所から異動して参りました。担当は医療観察となります。松江保護観察所での勤務は初めてであり、少々緊張しておりますが、島根県の更生保護と医療観察制度の発展のため、精励する所存です。また、島根県の自然、歴史及び文化に触れあうことも大変楽しみにしております。御指導ご鞭撻のほどよろしく願い申し上げます。

退職のごあいさつ

前企画調整課長 長谷川寛之

定年を迎え、この春、松江保護観察所を最後に退職することとなりました。更生保護の世界に足を踏み入れて以降の年月を簡単に言い尽くせるものではありませんが、振り返れば、平成元年に採用されてから、兎にも角にも、瞬く間の30数年だったようにも感じています。この間、何かを成し遂げたという特別な思いはありませんが、保護司の皆様をはじめとして、更生保護女性会やBBS会員の皆様等々更生保護関係者との良き縁に恵まれ、また、職場においても上司、同僚、後輩等の指導・助言を受けながら何とか大過なく過ごせたという安堵に満たされたという思いと、皆様方への一角ならぬ感謝の気持ちで満たされています。また、この間、中国5県を巡ることができ、それぞれの地ごとに様々な思いを残すことができました。これまでの様々な出来事に思いを巡らしていると、何はともあれ無事、公務員生活を終えられたことの感謝の念はひとしおです。皆様方には、本当にお世話になり、この紙面をお借りして、心からお礼申し上げます。再議になりましたが、当県における更生保護の発展及び更生保護関係者の皆様方のますますのご活躍、ご健勝をお祈り申し上げ、退官のご挨拶といたします。



令和4年春の人事異動について

【退職者】(令和4年3月31日付け)

企画調整課長 長谷川寛之
保護観察官 須山 斉司
保護観察官(会計係長) 村上 絢香

【転出者】(令和4年4月1日付け)

統括保護観察官 笹岡 省三
(広島保護観察所社会復帰対策官へ)
保護観察官 吉浦菜美子
(岡山保護観察所保護観察官へ)

【転入者】(令和4年4月1日付け)

企画調整課長 許斐 隆祐
(岡山保護観察所統括保護観察官から)
統括保護観察官 田中 幸広
(広島保護観察所社会復帰対策官から)
社会復帰調整官 神原 一也
(広島保護観察所社会復帰調整官から)
保護観察官 檜崎 真菜
(中国地方更生保護委員会保護観察官から)
保護観察官 山崎 友鈴
(中国地方更生保護委員会法務事務官から)

令和4年度松江保護観察所職員一覧表

(令和4年4月1日付)

所長	西江 尚人	統括保護観察官	田中 幸広 (大田)
【企画調整課】		保護観察官	榑崎 真菜 (出雲、益田、隠岐)
企画調整課長	許斐 隆祐 (被害者担当官)	保護観察官	山根 和人 (しらふじ、邑智)
会計係長 (保護観察官)	糸田 隆 (安来)	保護観察官	山崎 友鈴 (松江、浜田)
法務事務官	仲本 周作 (庶務)	【社会復帰調整官室】	
保護観察官 (再任用)	上谷 淳子 (被害者担当官)	社会復帰調整官	
【処遇部門】		室長	岸 雅人
統括保護観察官	岸 雅人 (雲南)	社会復帰調整官	神原 一也
		社会復帰調整官	石光 清子

令和4年度保護司研修計画

松江保護観察所

1 保護司研修については『保護司研修要綱』に種類が定められており、下記の研修を行います。

(1) 新任保護司研修

保護司の使命、役割、身分、その他保護司として必要な基礎的知識及び心構えの習得を図ります。

令和元年度までは前期(講義)と後期(先輩保護司との座談会、面接技法)2回の研修を行っていましたが、令和2年度から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び研修内容・方法を考慮し、前期のみ開催してきました。

令和4年度も、保護観察所に集合しての研修は前期のみの1回とし、後期の研修については、令和元年12月1日以降の新任保護司を対象として、各地区において、主任官も交えた先輩保護司との座談会等の研修を開催することで代えたいと考えています。

(2) 処遇基礎力強化研修

保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の実務の具体的履修、保護司会活動について

の理解促進を図ります。そのために、更生保護サポートセンターの活動報告や更生保護施設職員による講義も取り入れることとしています。

(3) 指導力強化研修

保護観察等の処遇を行う上で必要な知識及び技術の伸長並びに保護司会活動を行う上で必要な知識及び技術の習得を図り、処遇や保護司会活動等において、中核的な役割を担うための指導力を身につけることを目的とします。

(4) 地域別定例研修(年3回)

実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資することを目的とします。

(5) 特別研修

処遇上特別な配慮を必要とする者の扱い等に関する専門的知識及び技術の習得を図り、又は上記研修の効果を補強することを目的とします。

2 令和4年度の保護司研修の日程(予定)は次のとおりです。

- (1) 新任保護司研修① 令和4年6月1日(火)
- 新任保護司研修② 令和4年12月1日(水)
- (2) 処遇基礎力強化研修 令和4年9月頃
- (3) 指導力強化研修 令和4年10月頃
- (4) 特別研修(テーマ未定)
- (必要性を勘案して実施する)

令和4年度 地区担当官不在時の代理官

地区担当官	保護区等	代理官
岸 雅人	雲南	田中 幸広
田中 幸広	大田	岸 雅人
榑崎 真菜	出雲	田中 幸広
	益田	田中 幸広
	隠岐	田中 幸広
糸田 隆	安来	田中 幸広
山根 和人	邑智	岸 雅人
山崎 友鈴	松江	田中 幸広
	浜田	田中 幸広

3 令和4年度地域別定例研修テーマは次のとおりです。

- 第1期「事例研究 不良措置」
- 第2期「特定少年に対する保護観察処遇「ジョブキャリア学習」」
- 第3期「性犯罪再犯防止プログラムについて」

改正少年法が2022年（令和4年）4月1日に施行されます

選挙権年齢や民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の者は、社会において、責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になりました。

今回の少年法改正は、18・19歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めています。

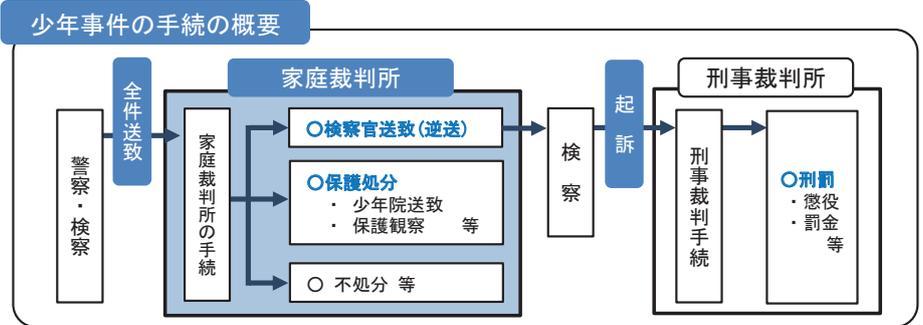
少年法の仕組み

1. 罪を犯した少年の処分

- 少年の事件は、**全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定**します。
- 家庭裁判所が決定する処分には、**検察官送致（逆送）、保護処分**などがあります。
 - ▷逆送決定された後は、原則として検察官により**刑事裁判所に起訴**され、懲役刑、罰金刑などの**刑罰が科されます**。
 - ▷保護処分には、少年院に収容する**少年院送致**と社会内で保護観察官や保護司の指導を受ける**保護観察**などがあります。

2. 「逆送」される場合

- 家庭裁判所が保護処分ではなく刑罰を科すべきと判断した場合に、逆送決定がされます。
 - 重大な事件（**原則逆送対象事件**）^(※1)については、**原則として逆送決定**がされます。
- (※1) 現在の原則逆送対象事件は、16歳以上の少年のとき犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件です。



改正少年法の主なポイント

詳細は法務省HP 

1 少年法の適用

- 18・19歳も「**特定少年**」として引き続き少年法が適用され、**全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定**します。
- ただし、**原則逆送対象事件の拡大**や**逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に取り扱われる**^(※2)など、**17歳以下の者とは異なる取扱い**がされます。

(※2) 例えば、有期懲役刑の期間の上限は30年（17歳以下の少年の場合は15年）になります。

2 原則逆送対象事件の拡大

- 原則として逆送決定がされる**原則逆送対象事件**に、18歳以上の少年（特定少年）のとき犯した**死刑、無期又は短期（法定刑の下限）1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件**^(※3)が追加されます。

(※3) 例えば、現住建造物等放火罪、強盗罪、強制性交等罪、組織的詐欺罪などが該当します。

3 実名報道の解禁

- 少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年（特定少年）のとき犯した事件について**起訴された場合**^(※4)には、**禁止が解除**されます。

(※4) 略式手続（非公開の書面審理により一定額以下の罰金・料金を科す手続）の場合は除きます。

法務省 “社会を明るくする運動” 中央推進委員会主催
第71回 “社会を明るくする運動”
作文コンテスト 島根県最優秀作品



本作品は全国中学生の部で日本更生保護女性連盟会長賞(優秀賞)に選ばれた作品です。



社会を明るくする ための積み重ね

中学生の部

島根県・浜田市立旭中学校 3年
岡山祐子

私の住んでいるところの近くには社会復帰促進センターという建物が建っている。その建物の近くには社会復帰促進センターで働いている方やその家族の方がたくさん住んでいる建物があり、私の友達も住んでいるなじみのある建物だ。だが、私はあまり社会復帰促進センターについて知らなかったし、知ろうとも思っていなかった。

私が小学五年生の時、給食で初めて「おコッペ」というコッペパンがでた。私は給食でパンがでるのは初めてだと思った。だから楽しみだったし、嬉しかったのを覚えている。その時たくさんのカメラマンの人や取材をする人、たくさんの方がいて、なぜこんなに人がいるのだろうと、とても不思議だった。そして、いつも通り合掌するときになると担任の先生がこうおっしゃった。

「このパンは社会復帰促進センターの方が作ってくださいました。感謝して食べましょう。」

当時の私にとっては、給食を作っている人以外の人が作ってくれたんだあというくらいの感覚だった。

中学生になるとおコッペの説明会が行われるようになった。おコッペの説明会は、実際に社会復帰促進センターで働いていらっしゃる刑務官の方が学校に来ておコッペについて説明するという内容だった。説明の中で一番衝撃を受けた言葉が、

「社会復帰促進センターの受刑者が毎月、皆さんにおコッペを作り、届けています。」

だった。この言葉を聞いたとき、受刑者の方が作ったパンは大丈夫なのか、と少し不安を感じたし、怖いなと恐怖も感じた。

そして、説明会が終わったあと、受刑者の方からの手紙に対して、自分が書いた手紙を送る時間があった。ホワイトボードに飾られた、たくさんの受刑者の方々の手紙を見にいくと、温かい言葉のものばかりだった。私達の年と同じくらいのお子さんがいる人や、毎月私達が楽しみにしてくれると思いたくさんの量を喜んで作ってくださっている人、頑張って作ってくださる人、そんな方がたくさんおられた。私は受刑

者の方を、心の中で怖い人で近付きたくないと、勝手に思っていた。そう感じている人も少なくないと思う。

しかし、本当は社会にでたときに、仕事にすぐ就けるようにと、これからのことをしっかり考え、今も頑張っている。日々おコッペを作っている。また、それ以外にも社会復帰促進センターでたくさんの方の事をりきり多くの事に挑戦し頑張っているはずだ。また刑務所や社会復帰促進センターで日々罪を償いながら過ごし、世の中に復帰していると思う。説明会の中で刑務官の方が、こんな言葉を言われた。

「受刑者が社会復帰したとき、その人と家が近所になっても、決して避けないでほしい。普通の人と同じように、挨拶をしたり会話をしたり接してほしい。そうするだけで再犯率はぐっと下がる。」

この言葉を聞いたとき、考えるとたしかにそうだと感じた。もし、自分が刑務所からでて人生をやり直そうと決心したのに、周りの人に避けられ、また陰口を言われていると感じたら、どんな気持ちになるのだろうか。きっと、再び刑務所に行く方が楽だと思ってしまう。また、仕事に行くのや、外に出るのもつらくなると思う。私とその立場ならきっとまた、犯罪に手を染めているだろう。

きっと受刑者の周りのいる人達の態度で、受刑者の方の人生は、良い方向にも悪い方にも傾くだろう。一人が考えを変えるだけで、一人の人生が変わるのなら、絶対に自分の行動、言葉を考え直す必要があると思う。

これは、受刑者の方以外の私達にも当てはまる場面があると思う。例えば、朝、元気のある明るい挨拶をされると、暗かった気持ちも明るい気持ちになる。また辛い時、声を掛け、励ましてもらうだけで心が軽くなり、希望が生まれる。少しの会話の積み重ねが大きな幸せとなる。

自分の一つの小さな行動が積み重なり、そして、その行動につながる人が増えることがきっとこれからの社会を明るくしていく。自分たちの力で社会を明るくしていこう。

自分がそれらの行動のスタートとなろう。

「不整合」が 禍根とならぬように

安来地区 少 林 浩 道



学生時代、地学の研究室に所属していました。何よりも実物を見ることを大切にされていた先生のおかげで、しばしば島根半島へ地質巡検に出かけました。あまり熱心な学生ではなかった私ですが、ダイナミックな地層の姿には圧倒されました。何より、飲み物やお菓子、時にはお弁当を携えての実習が、クラブ活動のようで楽しかったというのが本音です。

島根半島及びその南部は、今から2000万年前から1500万年前にかけて形成され、海底から隆起して陸地となった部分が多く、現在でも美しい縞模様の地層が見られます。地層の構成物を観察すると、地層が形成された年代やそのころの気候、生息していた動植物など、さまざまなことが分かります。また、その縞模様の傾きやゆがみなどの重なり具合を調べることによって、地層が形成された頃やそれから現在までの、地学

的な営みも知ることができます。

地層の重なり具合の中でも「不整合」は、下から順にリズムよく重なっていた縞模様が、突然違う傾きになったり構成物が大きく変化したりするなど、「その時に何が起こったのか!？」という想像を掻き立てる魅力的な様相です。不整合の上下の違いを詳しく調べることで、その時に火山噴火が起こったことや、大きな地殻変動があったことなどが分かるのです。

今でも旅先などで地層を目にすると、縞模様ごとの組成は何だろうとか、これは断層かな?などと、「ブラタモリ」のように一人で楽しんでいます。

この4月から、民法の成人年齢引き下げに伴って改正少年法が施行され、18歳、19歳は「特定少年」として特別な扱いが求められています。識者の中には「法的不整合が生じている」と警鐘を鳴らす人もいます。後年になって、「あの時の不整合のために……」と憂えることが無いよう、適正な運用がなされることを願っています。



育まれる更女の心

斐川地区 江 角 佳 子

斐川地区更生保護女性会は出雲市斐川町内7支部、現在210名の会員で活動をしています。

7月の“社会を明るくする運動”強化月間に合わせ、愛の募金活動並びに“社会を明るくする標語”を小学校・中学校の協力をいただき、隔年に募集いたします。町内全幼稚園、こども園、保育園、小学校・中学校への愛の図書贈呈と交流会、社会を明るくする運動・子育て支援・地域見守り・高齢者支援等、他団体との協同活動を企画しております。

ところがコロナウイルス感染防止のために交流活動を自粛せざるを得ない状況になりました。このような環境でも何か地域貢献できることはないだろうか各支部で工夫を凝らして様々な活動が展開されています。感染症について学ぶ講演会、少しでも心のびやかに、安心安全が守られる地域を目指していきたいと、シトラスリボンを作って地域の皆様にお配りしました。また会員が家庭で提供できる日用品等を持ち寄り

フードドライブの活動に協力したり、以前にも増して清潔に保つ必要のある保育園・幼稚園・こども園に固形石鹸の贈呈等をしたりと、現状に即した活動を続けています。

一昨年に創立60周年を迎え、斐川更女機関紙“ほほ笑み”増刊号を発行いたしました。先輩諸姉の歩みを拝見し、どんな状況でも何か地域でできることがあると模索する会員の姿に、更女の心がしっかりと刻まれ受け継がれていることを誇りに思います。



島根県保護司会連合会の令和4年度の事業計画と収支予算について

事業計画

基本方針

本連合会の事業目的達成のため、松江保護観察所をはじめ関係機関・団体との緊密な連携のもとに、以下の事業を積極的に推進し、保護司活動の充実・強化を目指すことにより、更生保護事業の伸展に寄与する。

1 保護司研修等の実施

- (1) 保護司としての使命と職務遂行に必要な資質の向上を期するため、松江保護観察所と共催して各種研修会、連絡協議会を開催する。
- (2) 保護観察所が行う地域別定例研修を支援・援助する。

2 犯罪予防活動の推進及び更生保護思想の普及

- (1) 松江保護観察所と連携し、地方公共団体等の行政に積極的に働きかけ、犯罪予防活動の推進・更生保護思想の普及に努める。
- (2) 学校等教育機関との連携を密にすることにより非行・犯罪予防活動を積極的に推進し、安全安心な地域社会の実現に努める。
- (3) 第72回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会の中核として広報活動等を展開するなどして県下の犯罪予防活動を推進する。
- (4) 機関紙「島根更生保護」を年4回発行し、保護司及び更生保護関係機関・団体等に配布することにより更生保護思想の一層の浸透を図る。

3 関係機関・団体等との連携強化

- (1) 更生保護法人島根保護観察協会と相互に連携し、更生保護事業の伸展を図る。
- (2) 更生保護法人しらふじと相互に連携し、必要な支援に努める。
- (3) 島根県更生保護女性連盟と相互に連携し、

犯罪予防活動の普及を一層推進する。

- (4) 島根県BBS連盟と相互に連携し、組織の充実・発展に協力するとともにその活動を支援する。
- (5) NPO法人島根県就労支援事業者機構と相互に連携し、保護観察対象者の就労支援に寄与する。
- (6) 県民が安全で安心して暮らせる社会の実現のため、松江保護観察所をはじめ関係機関・団体との緊密な連携のもとに県下の地方公共団体が行う再犯防止施策の策定・実施に協力するとともに再犯防止推進計画が早期に策定されるよう積極的な働きかけを行う。

4 顕彰式典の開催

- (1) 更生保護等の関係機関・団体と共催して“令和4年度島根県更生保護事業関係者顕彰式典”を開催し、功労者の顕彰を行うことにより更生保護事業の充実・発展を期する。

5 慶弔の実施

- (1) “島根県保護司会連合会慶弔規程”に基づき、保護司等の慶弔を行う。

6 退任功労保護司の待遇

- (1) “島根県功労保護司優遇規程”に基づき、退任された功労保護司に対して必要な待遇を行う。

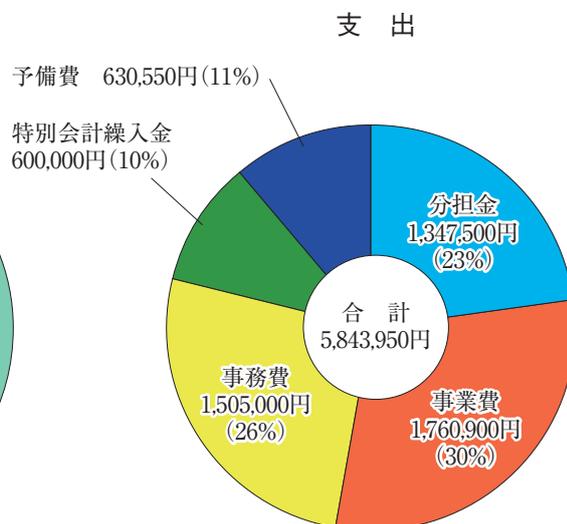
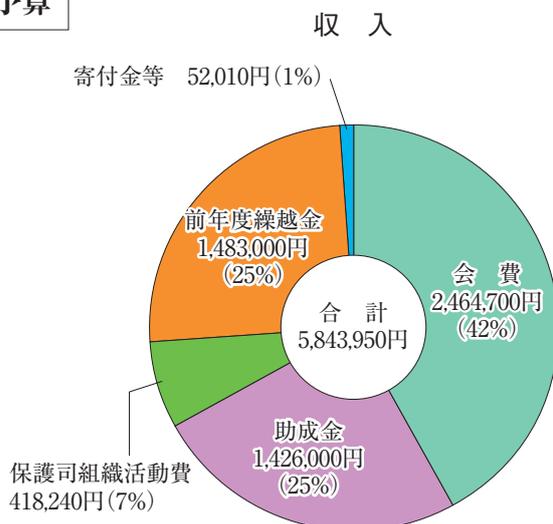
7 保護司組織のICT化の推進

- (1) 地区保護司会事務局業務のICT化を推進する。

8 その他

- (1) 全国保護司連盟の福利厚生事業に協力する。
- (2) 本連合会の目的達成のため、必要に応じて、その他の事業を実施する。

収支予算



令和3年度 更生保護功勞による秋の叙勲・褒章の伝達式の開催

新型コロナウイルスの影響により中央での伝達式が中止となったことから、令和3年12月24日、松江保護観察所において、徳江良弘保護司に対して瑞宝双光章を、仙田芳弘保護司に対して藍綬褒章を、西江尚人松江保護観察所長が伝達した。(関連記事は、前号の機関誌NO212号の2頁にあります)



島根県保護司会連合会の動き

令和4年3月18日(金)松江エクセルホテル東急において、令和3年度第2回島根県保護司会連合会理事会が開催され、令和4年度事業計画及び収支予算(本紙P7参照)等について審議され、いずれも全会一致で承認されました。また、同日開催の松江保護観察所主催の保護司代表者協議会に先立ち、島根保護観察協会を通して多くの浄財を当連合会にご寄付いただいた雲南地区保護司会の徳江良弘会長に松江保護観察所長から法務大臣感謝状が伝達されました。



県保理事会



代表者協議会

敬
弔

下記の方がご逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。

- 元保護司 福間健文(出雲)
(令和3年12月28日逝去)
- 元保護司 恩田祥雄(松江)
(令和4年1月25日逝去)
- 元保護司 橋本貴美子(隠岐)
(令和4年2月7日逝去)
- 元保護司 高橋良次(松江)
(令和4年2月28日逝去)

保護司の異動

〔退任保護司〕3名

- (令和3年12月15日付) 清水 寛(雲南)
- (令和4年3月31日付) 柿田健二(松江)
- (令和4年3月31日付) 坂本暢子(雲南)

(表紙写真説明)

清流高津川に泳ぐアユとヤマメ

普段見ることのできない鮎や山女の生きて泳ぐ姿を撮影しました。

子どもの頃、水中メガネを付けて観た鮎や山女の泳ぐ姿に美しさを感じた記憶を記録に残しておきたいと思って水中撮影を始めました。

ご支援ありがとうございました

(島根保護観察協会)

敬称略

徳江良弘 阪野泰正